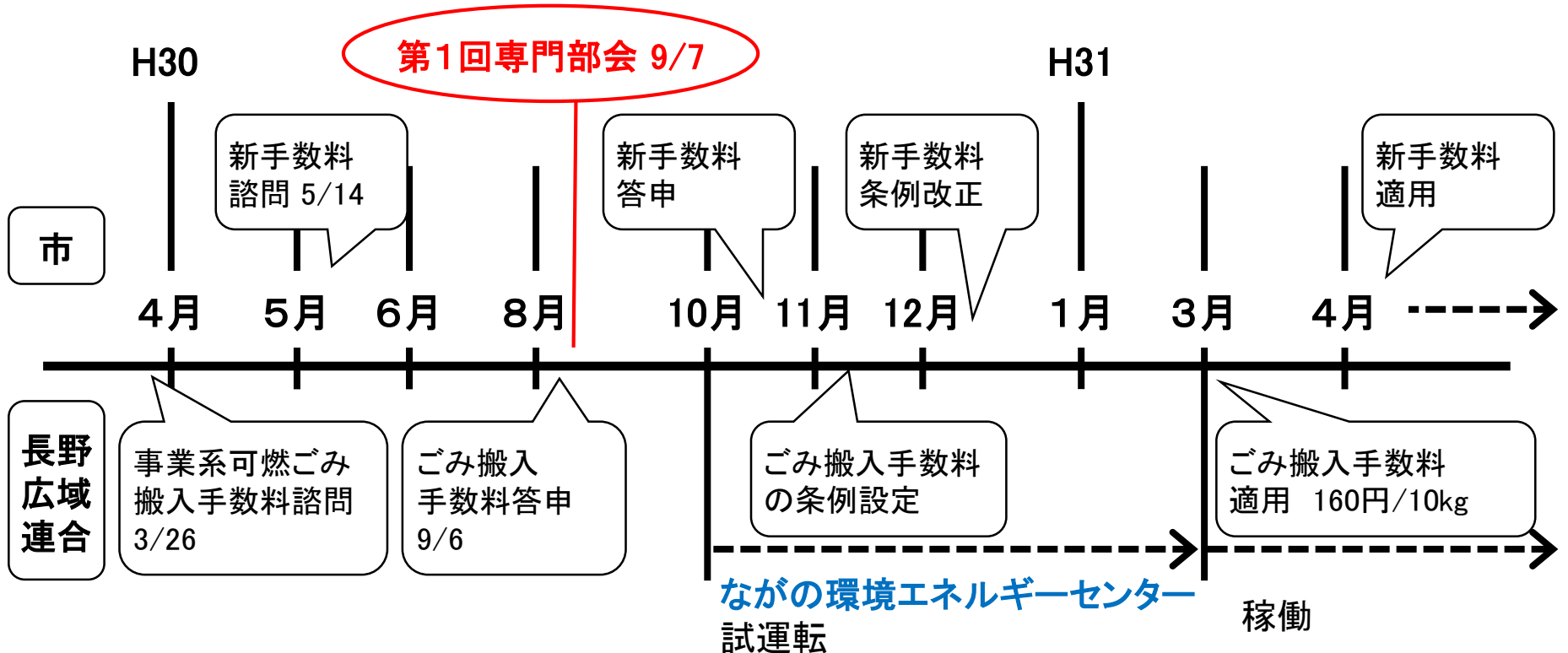


# 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて

## 市と長野広域連合のスケジュール



※市の処理手数料と混同しないよう、広域連合での処理に係る手数料は便宜上「搬入手数料」と表記する

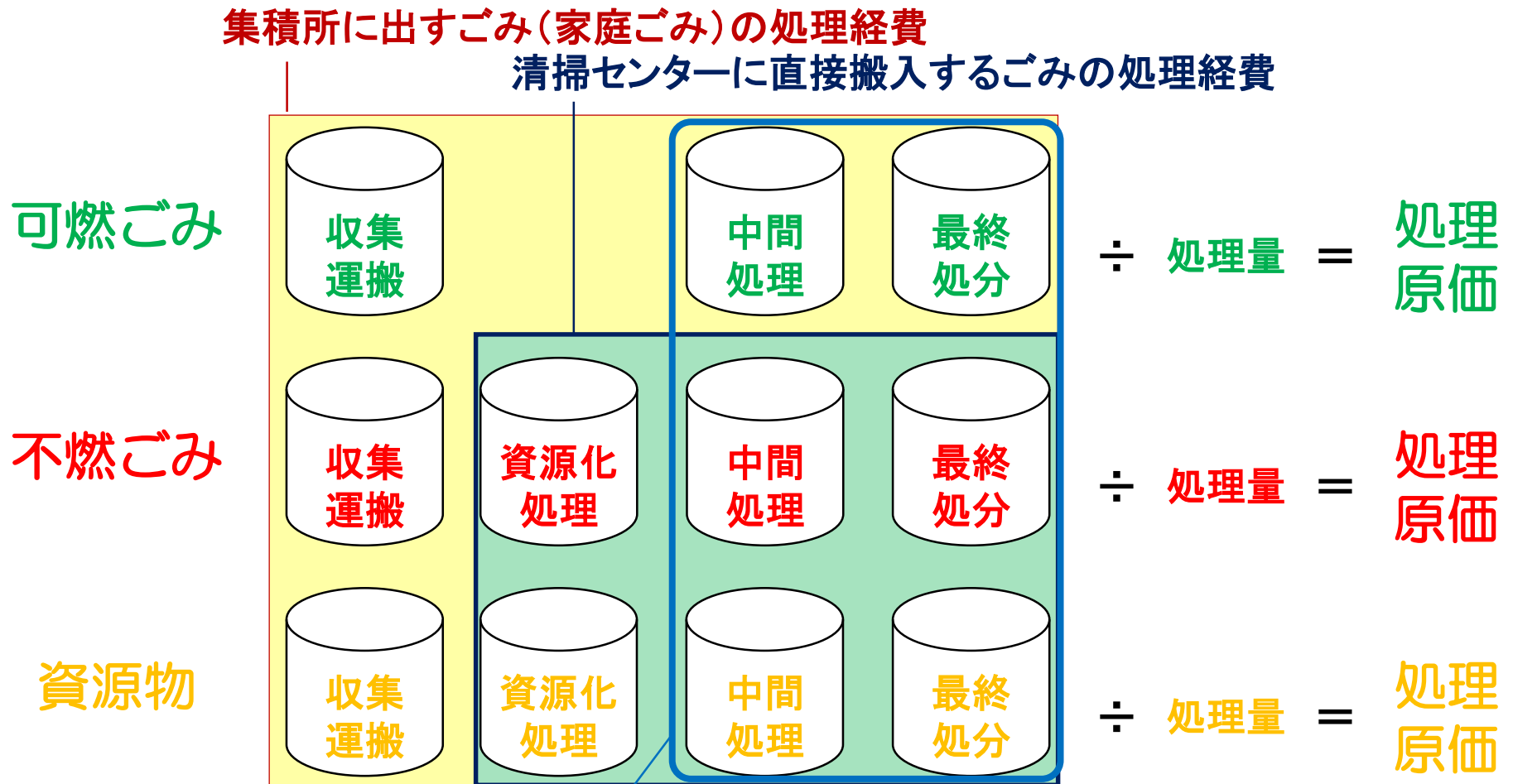
# 見直すごみ処理手数料

区 分		現行 手数料	現行の 納付方法	担当課	
一 般 廃 棄 物 ( ご み)	1 集積所に出すごみ	可燃ごみ	1円/L	指定袋購入時に支 払い	生活環境課
		不燃ごみ	1円/L		
		資源物	手数料無し		
	2 清掃センターに直接 搬入するごみ	不燃ごみ	200円/10kg	清掃センター搬入時 に支払い	清掃センター
		資源物	30円/10kg		
	3 一時的に多量に排出 されるごみ	2トン車 1台分	25,500円/回	清掃センター職員訪 問時に支払い	清掃センター
		2トン車 1/2台分	16,000円/回		
		2トン車 1/4台分	11,300円/回		
	4 特定家庭用機器 廃棄物	収集	4,300円/回	清掃センター搬入ま たは職員訪問時に 支払い	清掃センター
		搬送	1,400円/台		
5 犬、猫等の死体処理 (ペット焼却)	収集・一般焼却	4,300円/匹 +500円/匹	清掃センター職員訪 問時に支払い	清掃センター	

※清掃センターに直接搬入する可燃ごみ及びペット焼却の分離焼却は廃止、処理施設へ直接搬入する可燃ごみの搬入手数料は、長野広域連合で設定する。

# ごみ処理手数料の算定方法

見直しの検討に当たり、ごみ処理にかかる経費(ごみ処理経費)から単位重量当たりの「ごみ処理原価」を算出します。ごみ処理手数料は、将来のごみ処理原価や経費から設定します。



中間処理・最終処分費は長野広域連合の処理原価から算出します。

## ごみ処理手数料の設定方法

算出した「**ごみ処理原価**」に、ごみの種別ごとに負担割合を乗じて手数料を算定します。

### ① 集積所に出すごみの手数料(ごみ指定袋の手数料)

平成21年度の家庭ごみ有料化制度導入時に設定した「ごみ処理手数料設定の目安」により次のとおり設定するもの

区分	単位	設定方法
可燃ごみ	円/L	ごみ処理経費の10%相当額
不燃ごみ		
資源物		可燃ごみや不燃ごみからの分別を促進するため、無料

### ② 清掃センターに直接搬入するごみの手数料

「行政サービスの利用者の負担に関する基準」の基本的な考え方等により次のとおり設定するもの

区分	単位	設定方法
不燃ごみ	円/10kg	ごみ処理原価の50%相当額
資源物		ごみ処理原価の25%相当額

# ごみ処理手数料算出結果（改定案）

区 分		現行の 手数料	改定手数料(案)	適用時期	
一般廃棄物(ごみ)	1 集積所に出すごみ	可燃ごみ	1円/L	据え置き	—
		不燃ごみ	1円/L	据え置き	—
		資源物	手数料無し	据え置き	—
	2 清掃センターに直接 搬入するごみ	不燃ごみ	200円/10kg	170円/10kg	H31年4月
		資源物	30円/10kg	据え置き	—
	3 一時的に多量に排出 されるごみ	2トン車 1台分	25,500円/回	25,800円/回	H31年4月
		2トン車 1/2台分	16,000円/回	16,300円/回	
		2トン車 1/4台分	11,300円/回	11,600円/回	
	4 特定家庭用機器 廃棄物	収集	4,300円/回	4,400円/回	
		搬送	1,400円/台	1,500円/台	
5 犬、猫等の死体処理 (ペット焼却)	収集・一般焼却	4,300円/匹 +500円/匹	4,400円/件 +160円/10kg		

※事業系可燃ごみ及びペット焼却の分離焼却は廃止、事業系可燃ごみの搬入手数料は、長野広域連合で設定する。

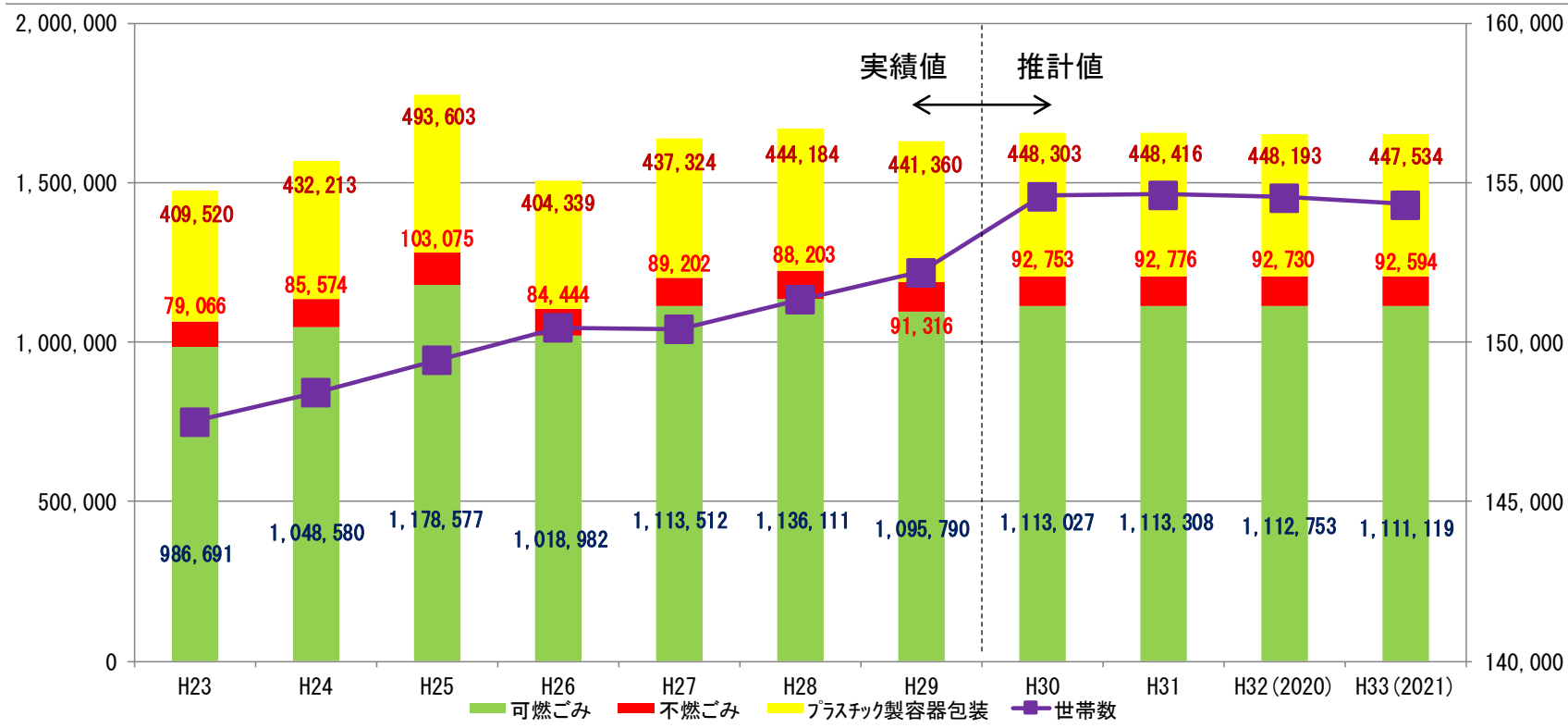
# 集積所に出すごみ処理手数料の見直しのポイント

- ① 一定の排出抑制効果を得ているか
- ② ごみ処理経費から見た手数料負担割合に大きな変化がないか
- ③ 1世帯当たりの月額負担額に大きな変化がないか
- ④ 周辺市町村の手数料と比較して大きな差がないか

## 家庭ごみ指定袋販売数の推移

単位 セット (1セット=10枚)

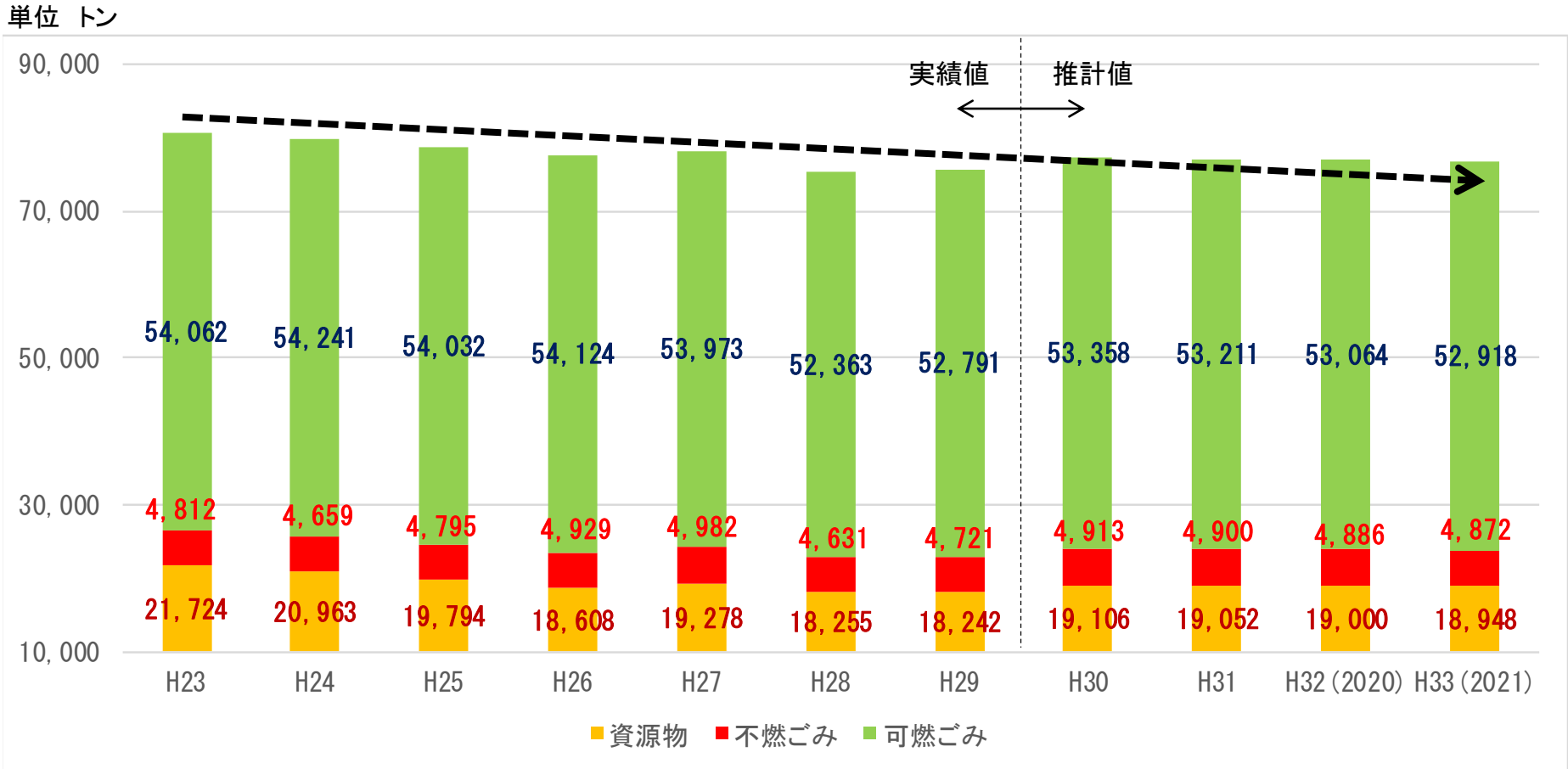
単位 世帯



※将来の家庭ごみ指定袋購入数及び手数料収入は、将来の世帯数から推計した

# ポイント① 一定の排出抑制効果を得ているか

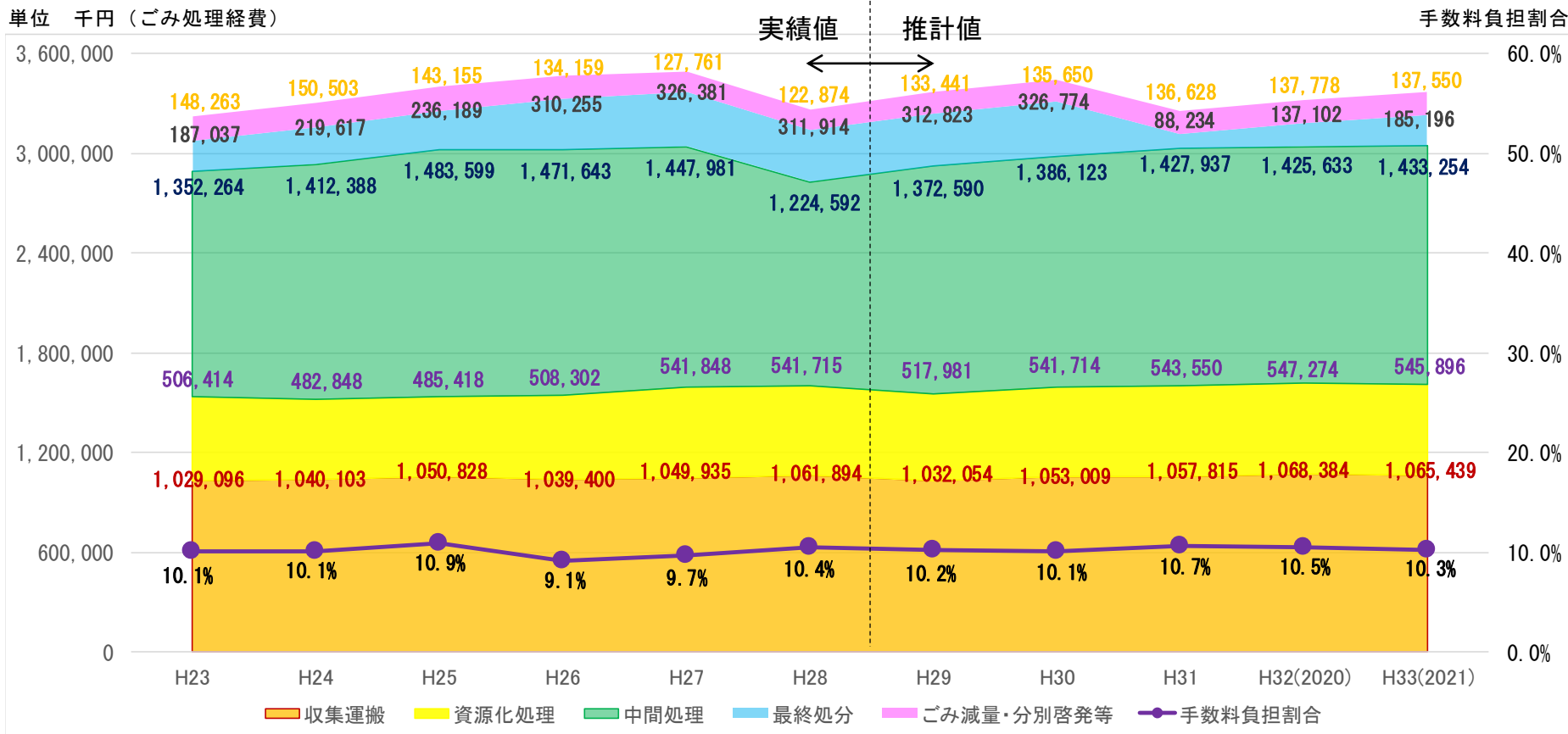
## 家庭ごみ量の推移



- 有料化導入以降、家庭ごみ量は減少しており、今後も減少傾向が予測されるため、一定の排出抑制効果は維持されると考えられる

# ポイント② ごみ処理経費から見た手数料負担割合に 大きな変化がないか

## ごみ処理経費と手数料負担割合の推移



※資源化処理には剪定枝葉処理費を含む

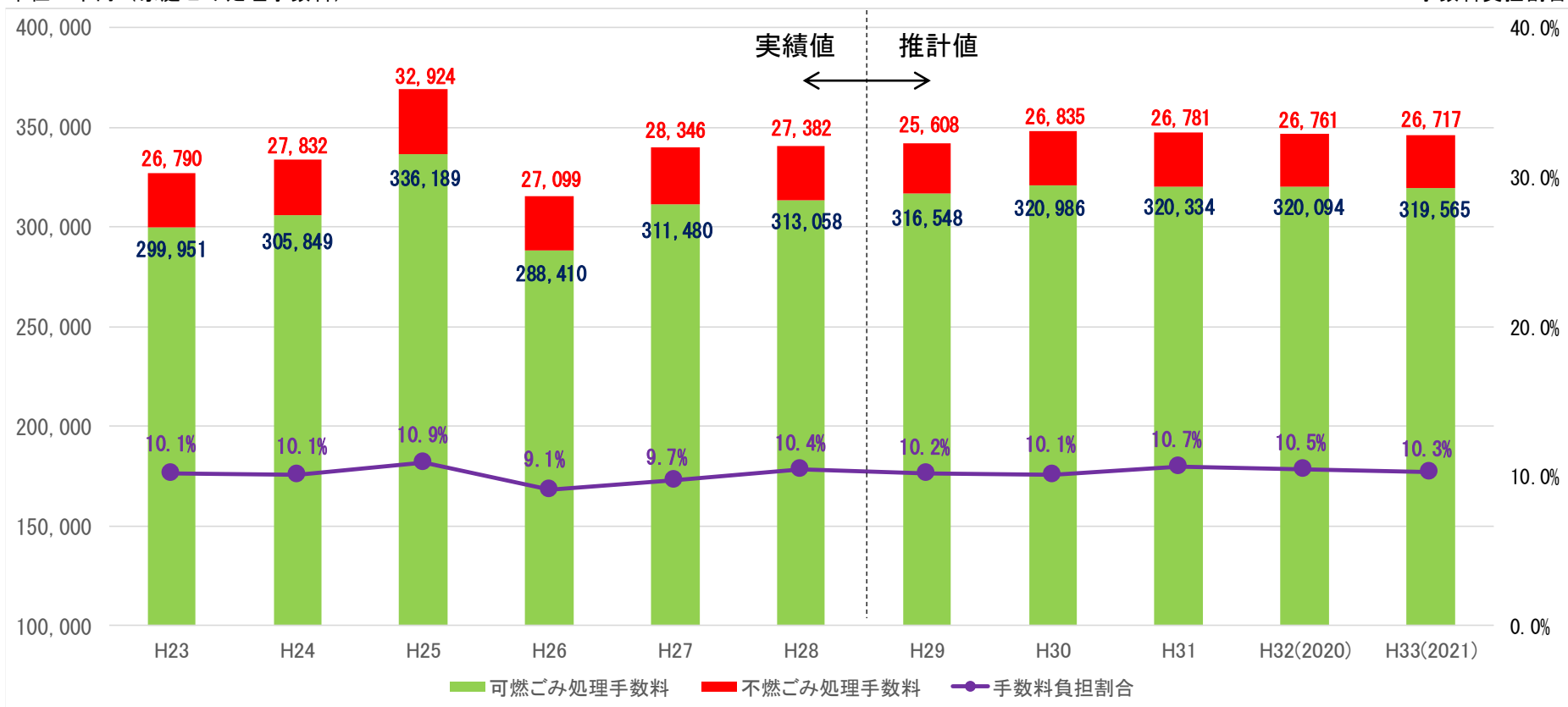
- 長野広域連合ごみ処理施設が平成31年以降順次稼働する。平成32(2020)年中に最終処分場が稼働することから、ごみ処理経費に変化が生じるが、平成33(2021)年度以降は概ね横ばいで推移する



# 家庭ごみ処理手数料と負担割合の推移

単位 千円 (家庭ごみ処理手数料)

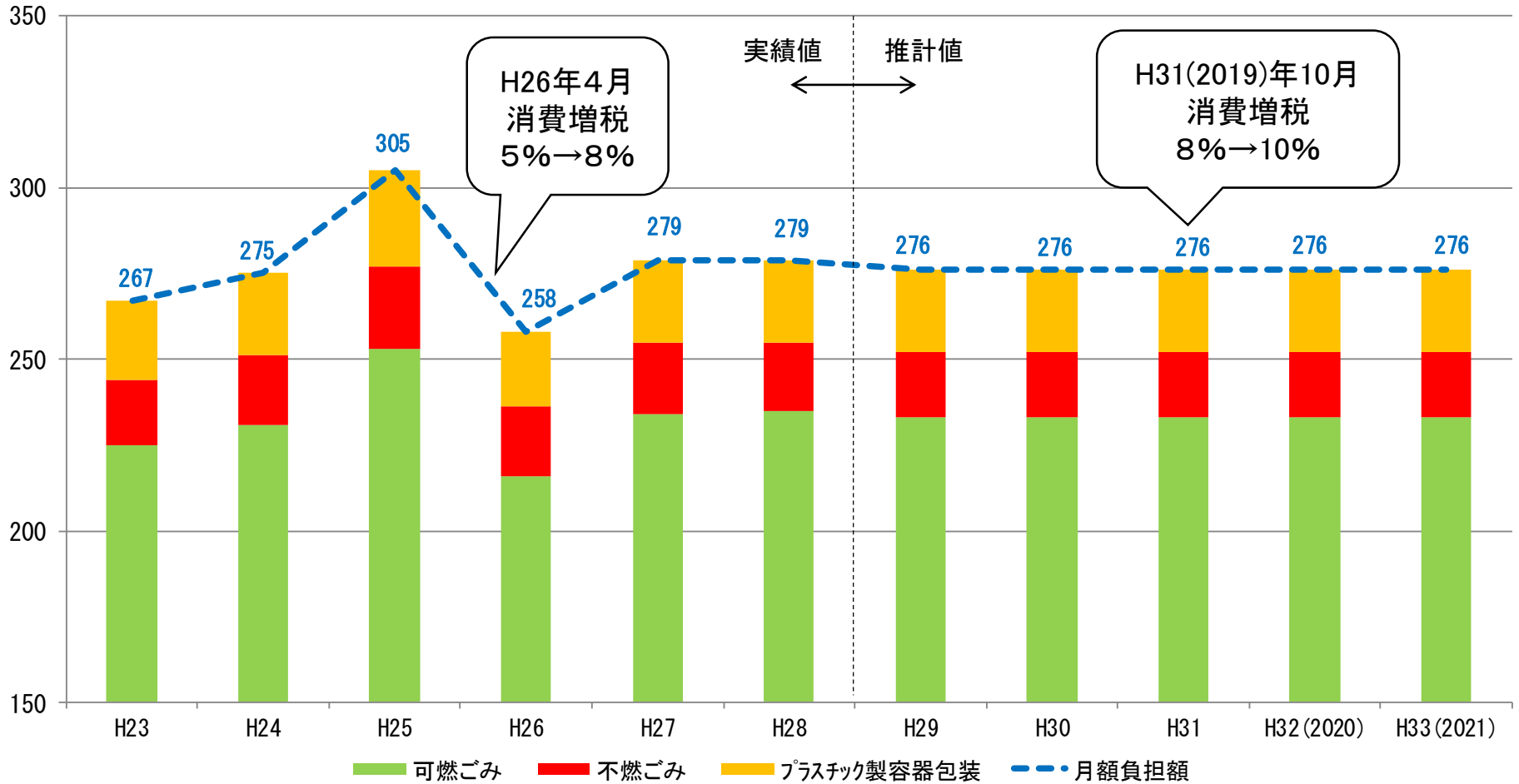
手数料負担割合



➤ ごみ処理経費から見た手数料負担割合は、家庭ごみ処理手数料を据え置きとすると、概ね10%で推移することが予測される

# ポイント③ 1世帯当たりの月額負担額に大きな変化はないか 10

単位 円／世帯・月



※将来の家庭ごみ手数料は、H23～28年度の平均購入数(可燃 72セット、不燃 6セット、プラスチック製容器包装 29セット)及び 容量別割合から手数料を算出

※上記に指定袋の実費価格 10円／枚を加えて月額負担額を算定

➤ 今後も1世帯当たりの月額負担額に大きな変化が生じることはない。

# ポイント④ 周辺市町村の手数料と比較して大きな差がないか 11

長野広域連合ながの環境エネルギーセンターを利用する市町村 平成30年4月1日時点

市町村名	家庭ごみ処理手数料有料化制度		指定袋	
	導入時期	料金体系	袋代の負担	料金
長野市	H21.10～	可燃・不燃ごみともに 1円/L 粗大ごみシール40円	○	販売店により異なる
須坂市	H22.7～	可燃・不燃ごみともに 1円/L 粗大ごみシール50円	○	販売店により異なる
高山村	未実施		○	販売店により異なる
信濃町	H21.4～	可燃ごみ 1円/L 不燃ごみ 無料	○	販売店により異なる
小川村	H18.4～	可燃・不燃ごみともに 40円/袋(ごみ処理手数料+袋代) 45L		
飯綱町	H28.4～	可燃ごみ 1円/L 不燃ごみ 無料	○	販売店により異なる

➤ 可燃ごみの処理手数料は、1円/Lの手数料を設定している市町村が多い

市町村名	家庭ごみ処理手数料有料化制度		指定袋	
	導入時期	料金体系	袋代の負担	料金
千曲市	H22.4～	1袋40円 チケット制で世帯人数に応じて購入 限度数有 1人世帯70袋、2人世帯90袋、以下 世帯員が1人増えるごとに10袋加算 不足する場合50袋まで購入可 不足分は1袋110円 可燃ごみ(大 55L 小 25L) 不燃ごみ(40L)	○	販売店により異なる
坂城町	H22.4～	可燃ごみ(大 40L) 1袋20円 可燃ごみ(小 20L) 1袋20円 不燃ごみ(30L) 1袋20円	○	可燃ごみ(大) 20円 可燃ごみ(小) 15円 不燃ごみ 20円
小布施町	未実施		○	販売店により異なる

※千曲市及び坂城町は、千曲市B焼却施設を利用

※小布施町は、北信保健衛生施設組合に加入

## 集積所に出すごみ処理手数料改定答申案

現行手数料見直しについて、見直しのポイントで検証した結果、一定の排出抑制効果が維持されていること、ごみ処理経費から見た手数料負担割合に大きな変化がないこと、1世帯当たりの月額負担額に大きな変化がないこと、周辺市町村と同程度の料金水準となっていることから、下表のとおり据え置きとしたい。

単位 円

区分		現行手数料	改定手数料
可燃ごみ	容量が10リットル相当の指定袋1袋につき	10	据え置き
	容量が20リットル相当の指定袋1袋につき	20	据え置き
	容量が30リットル相当の指定袋1袋につき	30	据え置き
	容量が40リットル相当の指定袋1袋につき	40	据え置き
不燃ごみ	容量が20リットル相当の指定袋1袋につき	20	据え置き
	容量が30リットル相当の指定袋1袋につき	30	据え置き
粗大ごみ	粗大ごみシール1枚につき	40	据え置き
資源物	プラスチック製容器包装は指定袋有り 紙、缶、ビン、ペットボトル、剪定枝葉等については指定袋無し	無料	据え置き

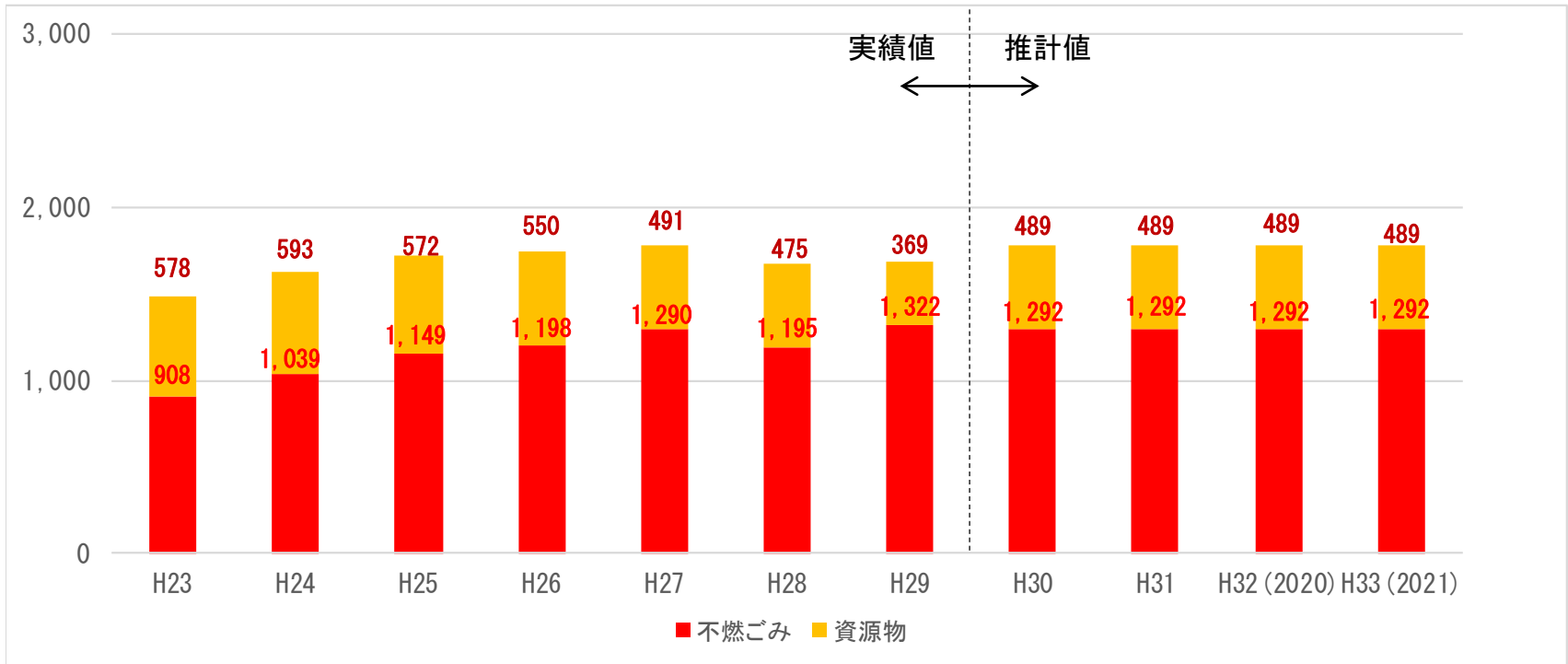


# 清掃センターに直接搬入するごみ処理手数料の見直しのポイント

- ① 処理原価に対する負担割合が妥当であるか
- ② 周辺市町村の搬入ごみ手数料と比較して大きな差がないか

## 清掃センターに直接搬入する不燃ごみ・資源物量の推移

単位 トン（不燃ごみ・資源物）



## 清掃センターに直接搬入するごみ処理手数料答申案

不燃ごみは、長野広域連合最終処分場の稼働を見込み、これまで市外の民間施設へ処理委託していた最終処分費が削減されることから、下表のとおり改定したい。

プラスチック製容器包装及び資源物は、資源の有効活用を図り、分別の促進・ごみの減量を図るため、据え置きとしたい。

単位 円

区 分		現行手数料	改定手数料	消費増税前 処理原価	消費増税後 処理原価	負担割合 (消費増税後)
不燃ごみ	10kgまで ごとに	<b>200</b>	<b>170</b>	<b>350</b>	<b>355</b>	47.9%
プラスチック製 容器包装	10kgまで ごとに	<b>30</b>	据え置き	<b>249</b>	<b>253</b>	11.9%
資源物						

※資源物には、剪定枝葉は含まない

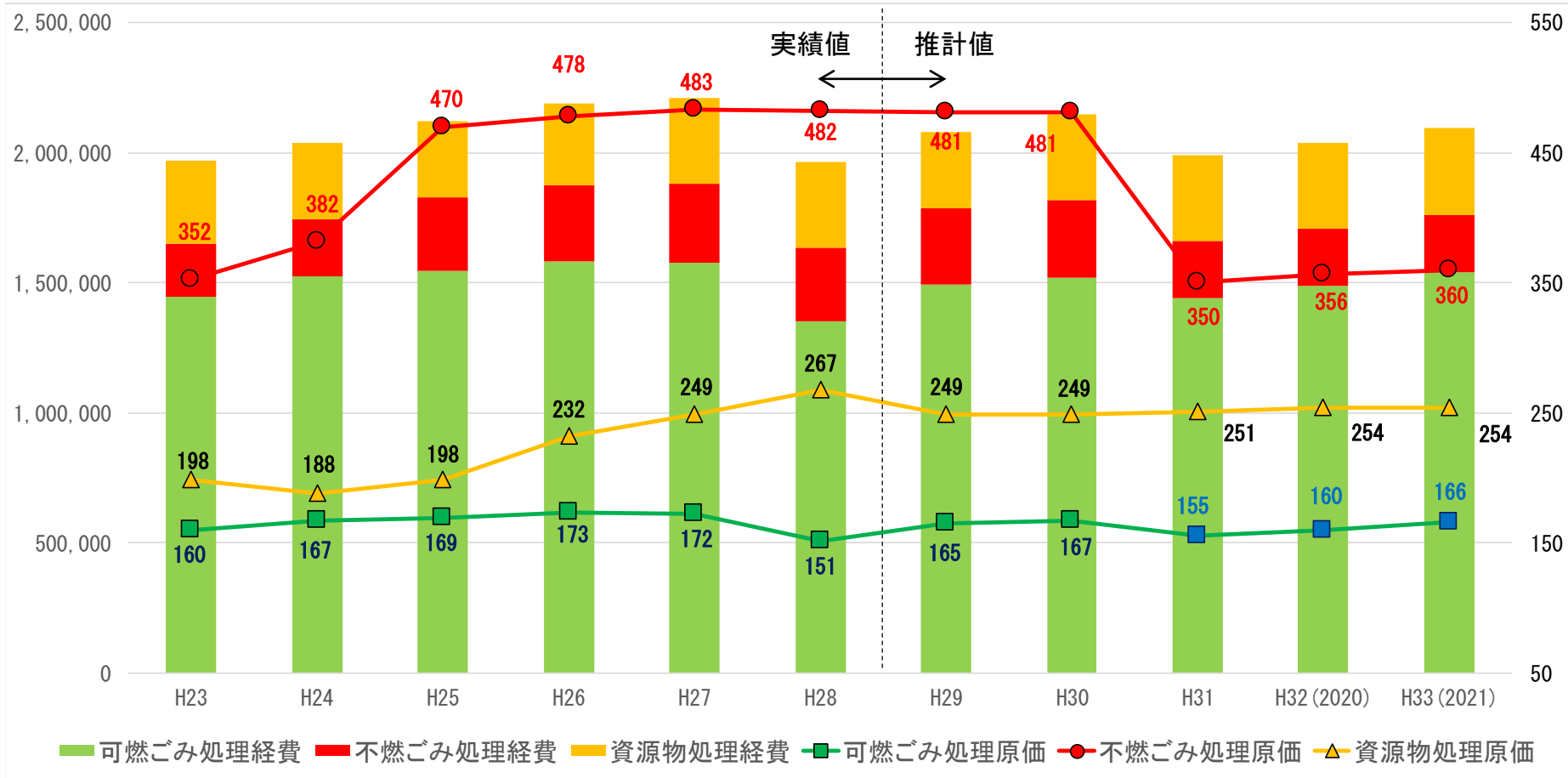
※処理原価は、H31年度～H33(2021)年度の処理原価の平均値



# 清掃センターに直接搬入するごみの処理原価

単位 千円 (ごみ処理経費)

(ごみ処理原価) 単位 円/10kg



H31～33 3か年平均	可燃ごみ	160円/10kg
	不燃ごみ	355円/10kg
	資源物	253円/10kg

←搬入手数料は長野広域連合で設定  
H30年11月の長野広域連合議会定例会で、  
搬入手数料を160円/10kg(税込)と決定される  
予定です。

## ポイント①

### 処理原価に対する負担割合が妥当であるか

- 不燃ごみは、処理原価の50%相当額に設定したもの
- プラスチック製容器包装及び資源物は、資源の有効活用を図り、分別の促進・ごみの減量を図るため、据え置くもの

## ポイント②

### 周辺市町村の搬入ごみ手数料と比較して大きな差がないか

平成30年4月1日時点

所在市町村	施設名	直接搬入手数料	備考
須坂市	須坂市清掃センター	10kgまでごとに150円	資源物の持込み不可
千曲市	葛尾組合 不燃ごみ処理施設	20kgまで400円、以降 10kgまでごとに200円	不燃ごみ・缶の処理施設

- 改定後の不燃ごみの手数料については、周辺市町村の施設と比較しても大きな差はない。

# 一時的に多量に排出されるごみ処理手数料答申案

ごみ処分に関し、不燃ごみ処理費は減少するが、人件費及び車両整備費の増加に伴い、処理原価が増加したことから下表のとおり改定したい。

単位 円

区 分	現行手数料	改定手数料	消費増税前 処理原価	消費増税後 処理原価	負担割合 (消費増税後)
2トン車 1台分	25,500	<b>25,800</b>	25,842	25,889	99.7%
2トン車1/2台分	16,000	<b>16,300</b>	16,320	16,367	99.6%
2トン車1/4台分	11,300	<b>11,600</b>	11,647	11,695	99.2%

処理原価の内訳(消費増税後)

処理原価	収集運搬費			+	ごみ処分費
	人件費	燃料費	車両費		
2トン車 1台分	16,633	345	2,287	+	6,624
2トン車1/2台分	10,423				3,312
2トン車1/4台分	7,407				1,656

## ポイント①

### 処理原価に対する負担割合が妥当であるか

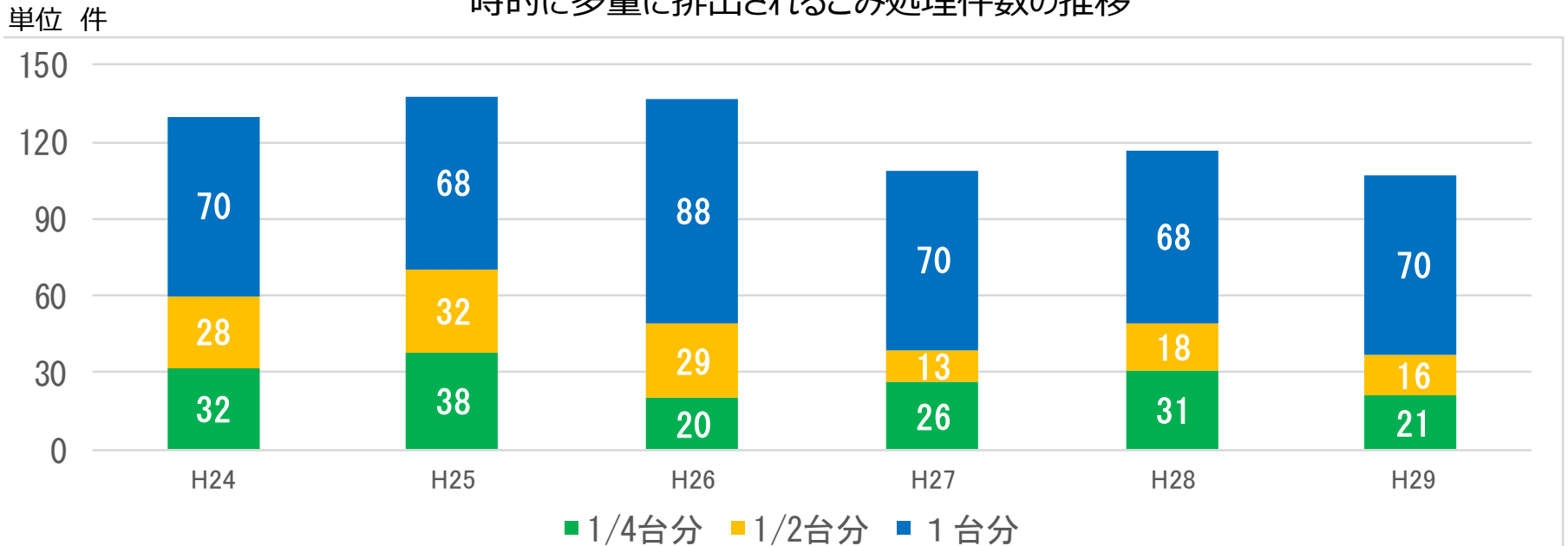
- 利用者には、処理原価の100%負担を求めるもの

## ポイント②

### 周辺市町村の搬入ごみ手数料と比較して大きな差がないか

- 周辺で実施している市町村はおらず、市独自のもの

一時的に多量に排出されるごみ処理件数の推移



収集運搬及び搬送に関し、人件費等の増加により、処理原価が増加したことから下表のとおり改定したい。

単位 円

区 分	現行手数料	改定手数料	消費増税前 処理原価	消費増税後 処理原価	負担割合 (消費増税後)
収集運搬(収集1件につき)	4,300	<b>4,400</b>	4,400	4,405	99.9%
搬送(家電1台につき)	1,400	<b>1,500</b>	1,579	1,598	93.9%

処理原価の内訳(消費増税後)

処理原価	=	収集運搬費		
		人件費	燃料費	車両費
収集運搬		4,080	185	140
搬送		574	24	1,000

## ポイント①

### 処理原価に対する負担割合が妥当であるか

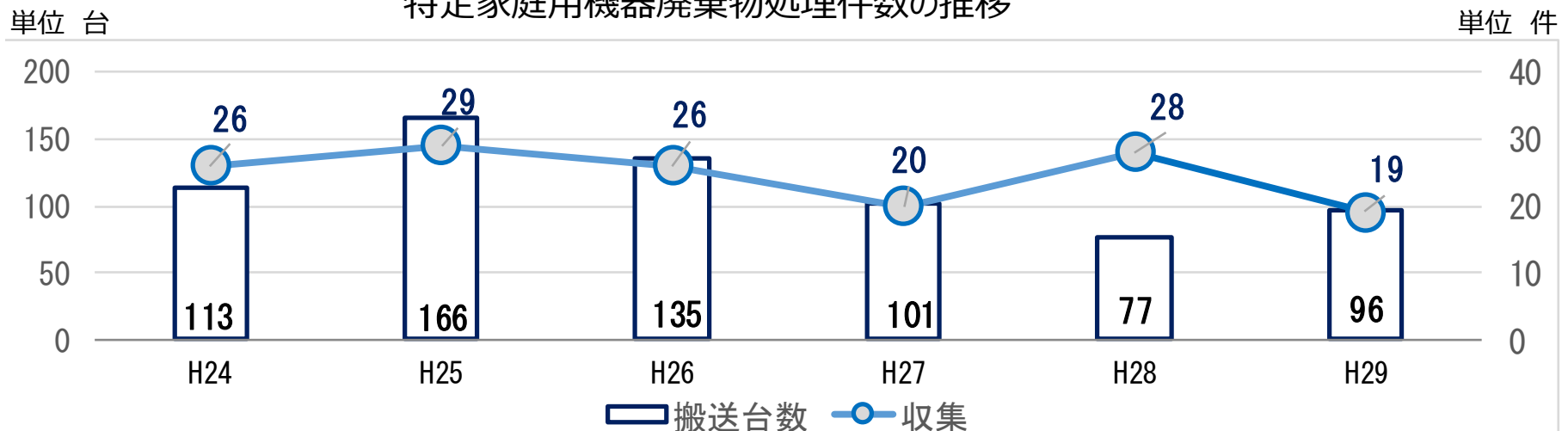
- 利用者には、処理原価の100%負担を求めるもの

## ポイント②

### 周辺市町村の搬入ごみ手数料と比較して大きな差がないか

- 周辺で実施している市町村はおらず、市独自のもの

特定家庭用機器廃棄物処理件数の推移



## 犬、猫等の死体処理手数料答申案

収集運搬に関し、人件費等の増加により、処理原価が増加したことから下表のとおり改定したい。

また、処分費用は、ながの環境エネルギーセンターでの処理となることから、定額制から従量制に変更し、長野広域連合で設定するごみ処理手数料に改定したい。

単位 円

区分	現行手数料	改定手数料	消費増税前 処理原価	消費増税後 処理原価	負担割合 (消費増税後)
収集運搬 (収集1件につき)	4,300	<b>4,400</b>	4,400	4,405	99.9%
犬、猫等の死体の重量 10kgまでごとに	+1匹ごとに 500円	<b>160</b>	160	160	100.0%

- 市民自らが搬入する一般焼却は、長野広域連合のごみ処理手数料と同様の扱いとなり、10kgごと160円の手数料を支払うこととなる
- ペット専用の焼却炉で処理する分離焼却は、廃止

処理原価の内訳(消費増税後)

処理原価	=	収集運搬費		
		人件費	燃料費	車両費
収集運搬		4,080	185	140

## ポイント①

### 処理原価に対する負担割合が妥当であるか

- 利用者には、処理原価の100%負担を求めるもの

## ポイント②

### 周辺市町村の搬入ごみ手数料と比較して大きな差がないか

- 周辺で実施している市町村はおらず、市独自のもの

分離焼却は廃止、一般焼却のうち清掃センター職員が収集に伺う手数料のみが残ることとなる

